

（附則第三十条第七号関係）

改 正 案	現 行
<p>（指定）</p> <p>第九条の十二 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的関係その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（障害者雇用調整金の支給等の業務）</p> <p>第十八条 政府は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>（指定）</p> <p>第九条の十二 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的関係その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（障害者雇用調整金の支給等の業務）</p> <p>第十八条 政府は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～六 （略）</p>

七 身体障害者又は知的障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ・ロ (略)

ハ 社会福祉法第二十二條に規定する社会福祉法人

ニ (略)

八〇十一 (略)

(連絡及び協力)

第八十二條 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、公共職業能力開発施設等、協会、社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

七 身体障害者又は知的障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ・ロ (略)

ハ 社会福祉事業法第二十二條に規定する社会福祉法人

ニ (略)

八〇十一 (略)

(連絡及び協力)

第八十二條 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、公共職業能力開発施設等、協会、社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所その他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。